

茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、本市の区域内に存する共同住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の所有者に対し、市が補助金を交付することにより共同住宅の耐震改修等を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 共同住宅の用に供する建築物で次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超えていること。
 - イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ウ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上であること。
- (2) 賃貸共同住宅 共同住宅のうち、賃貸借契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした共同住宅をいう。
- (3) 分譲共同住宅 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。第5第2号及び第7第1項第10号において同じ。）が存する共同住宅であって、賃貸共同住宅を除くものをいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき建築物の耐震性を評価するものをいう。
- (5) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士法第2条第1項に規定する建築士であって、次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、当該アからエまでに定める講習会を受講し、受講修了者として登録されている者をいう。
 - ア 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針」についての講習会
 - イ 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「既存鉄骨造建築物の耐

震診断及び耐震改修指針」についての講習会

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び耐震改修指針」についての講習会

エ その他の構造 一般財団法人日本建築防災協会が主催する各構造に関する耐震についての講習会

(6) 耐震改修計画 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された共同住宅に対して、耐震診断技術者が地震に対して安全な構造となるように作成した耐震改修に係る計画をいう。

(7) 耐震改修設計 耐震改修計画を策定することをいう。

(8) 耐震改修工事 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された共同住宅に対して、地震に対して安全な構造となるように改修するための工事をいう。

(9) 除却工事 共同住宅を取り壊す工事をいう。

(10) 耐震評価機関 建築物の耐震診断結果又は耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有すると市長が認める機関をいう。

(11) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する共同住宅を対象に行う耐震改修設計、耐震改修工事又は除却工事とする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 本市の区域内に存するものであること。

(3) 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費（補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除く。）とする。

(1) 耐震改修設計に要する経費のうち、設計に要する経費（耐震評価機関による判定に要する費用等を含む）

(2) 耐震改修工事に要する経費のうち、工事に要する経費

(3) 除却工事に要する経費のうち、工事に要する経費

（補助対象者）

第5 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる補助対象事業を行う共同住宅の区分

に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 賃貸共同住宅 補助の対象となる賃貸共同住宅の所有者
- (2) 分譲共同住宅 補助の対象となる分譲共同住宅の管理組合の代表者、区分所有者全員の合意を得た代表者又は当該住宅に係るマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第109条第1項の認定を受けた者
(補助金額)

第6 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震改修設計 次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 第4第1号の補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額
 - イ 耐震改修設計を行う共同住宅の延べ床面積1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり3,670円、延べ床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり1,570円、延べ床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たり1,050円で計算した額の合計額
 - ウ 賃貸共同住宅においては1,500,000円、分譲共同住宅においては3,000,000円
 - (2) 耐震改修工事 次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 第4第2号の補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額。
 - イ 耐震改修工事を行う共同住宅の延べ床面積1平方メートル当たり50,200円（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は55,200円）を乗じて得た額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、共同住宅の延べ床面積1平方メートル当たりに83,800円を乗じて得た額とする。
 - ウ 賃貸共同住宅においては10,000,000円、分譲共同住宅においては25,000,000円
 - (3) 除却工事 次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 第4第3号の補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額。
 - イ 除却工事を行う共同住宅の延べ床面積1平方メートル当たり50,200円（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は55,200円）を乗じて得た額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、共同住宅の延べ床面積1平方メートル当たりに83,800円を乗じて得た額とする。
 - ウ 賃貸共同住宅においては10,000,000円、分譲共同住宅においては20,000,000円
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ耐震改修設計、耐震改修工事

又は除却工事に係る契約を締結する前に、茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修設計を申請する場合

- ア 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
- イ 耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年茨木市規則第103号）様式第1号）
- ウ 耐震改修設計を行う前の耐震診断結果報告書
- エ 補助対象経費がわかる見積書
- オ 管理組合の総会における耐震改修設計についての議決に関する書類（分譲共同住宅に限る）
- カ 当該共同住宅の管理に係る規約（分譲共同住宅に限る）
- キ 当該共同住宅の管理組合の組合員数及び当該共同住宅の住戸数が分かる書類（分譲共同住宅に限る）
- ク 申請者が当該共同住宅の区分所有者であることが確認できる書類（分譲共同住宅に限る）
- ケ 当該共同住宅の所有者が分かる書類
- コ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し
- サ 耐震改修設計の工程表
- シ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事を申請する場合

- ア 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
- イ 耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則様式第1号）
- ウ 耐震改修工事を行う前の耐震診断結果報告書
- エ 補助対象経費が分かる見積書
- オ 耐震改修計画に係る図書
- カ 耐震改修計画に対する耐震評価機関が交付した評価書
- キ 管理組合の総会における耐震改修工事についての議決に関する書類（分譲共同住宅に限る）
- ク 当該共同住宅の管理に係る規約（分譲共同住宅に限る）

- ケ 当該共同住宅の管理組合の組合員数及び当該共同住宅の住戸数が分かる書類（分譲共同住宅に限る）
- コ 申請者が当該共同住宅の区分所有者であることが確認できる書類（分譲共同住宅に限る）
- サ 当該共同住宅の所有者が分かる書類
- シ 耐震診断技術者の資格を証する書類の写し
- ス 耐震改修工事の工程表
- セ その他市長が必要と認める書類

(3) 除却工事を申請する場合

- ア 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
- イ 耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則様式第1号）
- ウ 除却工事を行う前の耐震診断結果報告書
- エ 補助対象経費が分かる見積書
- オ 管理組合の総会における除却工事についての議決に関する書類（分譲共同住宅に限る）
- カ 当該共同住宅の管理に係る規約（分譲共同住宅に限る）
- キ 当該共同住宅の管理組合の組合員数及び当該共同住宅の住戸数が分かる書類（分譲共同住宅に限る）
- ク 申請者が当該共同住宅の区分所有者であることが確認できる書類（分譲共同住宅に限る）
- ケ 当該共同住宅の所有者が分かる書類
- コ 除却工事の工程表
- サ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添付することを要しないと認めるときは、これを省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更又は中止の申請）

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、第7に準じて茨木市共同住宅耐震

改修等補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市共同住宅耐震改修等補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後、茨木市共同住宅耐震改修等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計を申請した場合

- ア 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
- イ 補助対象経費が分かる請求書の写し
- ウ 耐震改修設計の概要がわかる書類
- エ 耐震改修計画に係る設計図書（配置図、平面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図等）
- オ 耐震改修計画に対する耐震評価機関が交付した評価書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事を申請した場合

- ア 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
- イ 補助対象経費が分かる請求書の写し
- ウ 耐震改修工事の施工内容が確認できる写真
- エ 工事監理に関する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 除却工事を申請した場合

- ア 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
- イ 補助対象経費が分かる請求書の写し
- ウ 除却工事の施工内容が確認できる写真
- エ 工事監理に関する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市共同住宅耐震改修等補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の代理受領を、耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震改修工事又は除却工事を行った建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（第13において「耐震事業者」という。）に委任するときは、市長に提出する請求書に茨木市共同住宅耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状（様式第8号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を耐震事業者に委任した場合は当該耐震事業者）に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助対象事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の共同住宅に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業の施工に関する書類及び帳簿等を、当該補助対象事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに補助対象事業の内容を変更し、若しくは中止し、又は当該補助対象事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該補助対象事業の支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の第16の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名 ㊟

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付申請書

茨木市共同住宅耐震改修等補助金の交付を次のとおり申請します。

1	建築物の名称			
2	建築物の所在地			
3	建築物の所有者	住 所 氏 名 電話番号		
4	用 途	分譲マンション（ 戸）・賃貸マンション（ 戸）		
5	構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造		
6	耐火建築物	耐火 ・ 準耐火		
7	規 模	地上 階	建築面積	延べ床面積
		地下 階	m ²	m ²
8	補助対象事業	<input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 除却工事		
9	建築年月日			
10	交付申請額	円	受 付	
11	補助金の受領	<input type="checkbox"/> 申請者が受領者 <input type="checkbox"/> 耐震事業者が受領		
12	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 消費税等の課税事業者 <input type="checkbox"/> その他		

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市共同住宅耐震改修等補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

令和 年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付変更・中止承認申請書

令和 年 月 日付け茨木市指令居政第 号に係る茨木市共同住宅耐震改修等補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市共同住宅耐震改修等補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市共同住宅耐震改修等補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更増減額 | 円 |
| 3 | 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第5号（第10関係）

令和 年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

⑨

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市共同住宅耐震改修等補助金実績報告書

令和 年 月 日付け茨木市指令居政第 号で交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助工事の成果
- 5 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。
消費税等の課税事業者 その他
- 6 添付書類

様式第6号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

茨木市共同住宅耐震改修等補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市共同住宅耐震改修等補助金実績報告書を審査の結果、茨木市共同住宅耐震改修等補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

印

（法人にあつては所在地、団体名及び代表者名）

（個人にあつては自署の場合は押印不要）

茨木市共同住宅耐震改修等補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあつた茨木市共同住宅耐震改修等補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 支払金口座振替依頼書

金融機関名	銀行・農協・信金・信組 その他（ ）							銀行コード	
支店名	支店・支所							支店コード	
預金種別	普通・当座	←どちらかに○をしてください	口座番号						(7桁・右詰)
振込口座 名義	フリガナ								

様式第8号（第12関係）

茨木市共同住宅耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(個人にあつては自署の場合は押印不要)
電話番号

私は、下記の建築物の耐震改修等補助金について、茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱第12に基づく請求に係る代理受領を

法人名：
代表者氏名：
所在地：

に委任します。

記

- 1 建築物の所在地 茨木市
- 2 代理受領を委任する補助金請求額 金 円

耐震改修等補助金の代理受領の受任に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法 人 名
代表者氏名 ⑩
所 在 地
電 話 番 号

私は、上記の建築物の耐震改修等補助金について、茨木市共同住宅耐震改修等補助要綱第12に基づく請求に係る代理受領を受任することに同意します。